

幼児教育・保育
の無償化

幼稚園副食費（おかず代） 補助事業



概要

令和元年から始まった「幼児教育・保育の無償化」において、
以下に該当する方は、副食費（おかず代）についても補助が受けられます。

対象者（①または②に該当する方）

① 保護者の令和6年度市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯

※ 父母合算額での算定となります。

※ 父母ともに非課税の場合は、同居の祖父母の所得割額を確認します。

② 児童が第3子以降の世帯

※ 小学校3年生までの兄弟を第1子としてカウントします。



（対象外の例：兄小学校4年生、姉小学校2年生（第1子）、幼稚園児童（第2子））

補助額

上限4,800円（月額）を補助します。 ※上限4,700円から変更になりました。

※ 園に支払った副食費が上限額を下回った場合は、実際に支払った金額が補助額となります。

※ 主食費（お米・麺・パンなど）は対象外です。

申請手続き

① 別紙「副食費実費徴収に係る補足給付事業に関する調書」を幼稚園又は厚木市こども育成課に提出してください。

② 提出された調書を基に厚木市こども育成課で補助対象者を判定し、対象者のみに判定結果及び補助金申請書兼請求書を送付します。

③ 4～9月分の補助金の交付は、令和6年12月上旬を予定しています。

※年度の途中で退園する方・市外に転出する方は、事前にご連絡ください。

◆給与所得者（特別徴収）の方

「令和6年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」で所得割額をご確認ください。

◆自営業等（普通徴収）の方

「令和6年度市民税・県民税納税通知書」で所得割額をご確認ください。

☞裏面に市民税額の見方を記載しています。

所得	給与収入		主たる給与		課税所得	総所得③	
	給与所得		以外の合算		課税所得	山林所得	
	その他の所得計		所得区分		課税所得	分離短期譲渡	
			総所得金額①		課税所得	分離長期譲渡	
所得 控除	雑損		障・寡・勤		課税所得	株式等の譲渡	
	医療費		配偶者		課税所得	上場株式等の配当等	
	社会保険料		配偶者特別		課税所得	先物取引	
	小規模企業共済		扶養		課税所得		
所得 控除	生命保険料		基礎		課税所得		
	地震保険料		所得控除合計②		課税所得		
					課税所得		
					課税所得		

(摘要)

税額控除の記載

[illegible]

住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除など

[illegible]

*あくまでも参考としてご活用ください。申請書の提出後に、市で税情報を確認し、対象の有無を判定してお知らせします。電話等での税の確認は受け付けていません。